

府監第1612号

平成21年12月4日

請求人 様

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造
同	品川	公男

### 住民監査請求について（通知）

平成21年10月29日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

### 記

#### 第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

##### 『・請求の趣旨

大阪府立上方演芸資料館の設立は背任事件である。よって、橋下知事に対し、監査委員が設立当時に関した職員を聴取し、監査委員が背任の疑いがあると判断すれば、刑事・民事で告発させるよう求めます。

##### ・請求の理由

大阪府は国の補助金と合せて年間1兆8,000億円の収入がある。それに比べて大阪府立上方演芸資料館があるビルを所有する吉本興業は年間売り上げ500億円である。

なぜ年間収入1兆8,000億円の大阪府が年間売り上げ500億円の会社にビルを建ててもらって賃借しないといけないのか？

これをわかりやすく例えると、東証一部上場の大不動産会社が下町のコジンマリした不動産屋さんにテナントビルを建ててもらって、その部屋を賃借して居酒屋を経営するようなものである。橋下知事がある日マスコミに「ノック知事の関与を調

べる」と発言したように、請求人も知事と同じく設立の経緯に悪意を感じる。まさに大阪市の芦原病院事件に匹敵するくらい疑わしい。設立計画でいったい誰が、どの職員が、どの議員が、国会議員が、関ったのか調査を求める。』

## 第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による監査請求は、同条第2項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内に提出しなければならないものであり、本件においては、大阪府立上方演芸資料館（以下「資料館」という。）が設置された日から1年以内に監査請求を提出しなければならないものと考えられる。

資料館の設置は、平成8年11月15日（資料館の設置根拠である大阪府立上方演芸資料館条例（平成8年大阪府条例第3号）の施行期日）であるところ、本件監査請求は、平成21年10月29日に提出されたものであることから、当該期間を徒過しているものである。

さらに、法第242条第2項ただし書は、「正当な理由」があるときは、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても監査請求をすることができるとしているが、理由が示されていないため、この「正当な理由」は、認められない。

## 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第2項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。